H29.05
第 152 号

# 亀さん通信

梅雨を控えた今日この頃、いかがお過ごしでしょうか？
亀のように歩みは遅くとも、**『お金力』**をしっかり・確実に身に付けていただく**【亀さん通信】第 152 号の**発信！

## えっ、こんなものまで！

前号では当社の複合機が水濡れ被害に遭い、なんとか火災保険で補償されたという話をご紹介しましたが、中には**「こんなものまで補償されるの！」**と思いもよらないものもあります。ということで、今回はそれらの**意外な補償**を見ていきましょう。前号に引き続いて保険の話。私的には保険代理店としての面目躍如です。（笑）なお、各社の商品は概して類似していますが、詳細は各様です。以下は、損害保険ジャパン日本興亜についての説明になりますのでご了承ください。

**Q）家の中で腕時計を落してしまい、壊してしまった…**
**A）家財を保険の対象とする火災保険の補償内容に「不測かつ突発的な事故」が含まれていれば補償されます！**
「不測かつ突発的な事故」とは、**偶然な事故による破損や汚損などの損害**をいい、小さい子どもがテレビに物を投げつけて壊してしまったケースなども該当します。ですが、大きな子どもですと、「誤って」ではなく「故意」と判断されれば「不測かつ突発的な事故」とは見なされませんが、ここだけの話、物は言いようですから。（笑）注意点として、壊れたといっても、すり傷などの外観上の損傷または汚損であって、その機能に支障をきたさない損害は補償の対象にならないこと。加えて、眼鏡や携帯電話、ノート型パソコンなどは元から対象外となっています。また上記は保険の対象が家財の事例であり、建物も対象になっていれば、掃除中に誤ってドアや壁を壊した場合などの建物損害も補償されます。

**Q）駅の階段で転倒し、着ていたスーツが破けてしまった…**
**A）家財の火災保険に「携行品損害特約」をセットすることで補償されます！**
こんなものが火災保険で補償されるとは意外じゃなかったですか？「携行品損害特約」とは、居住している建物外において、**携行している身の回り品の偶然な事故による損害を補償**する特約です。言わば、「不測かつ突発的な事故」の屋外版。スーツ程度ならまだ諦めがつきますが、うん十万円で買ったばかりの一眼レフカメラを落してしまったら、当分は立ち直れないでしょう。そんな方にはなんともありがたい補償です。ただしすべての携行品が対象ではなく、「不測かつ突発的な事故」と同様に携帯電話などは補償されません。また家財を保険の対象とする火災保険の特約であるため、建物の火災保険に付帯できないことはもちろんです。

**Q）空き巣に入られて、タンス預金を盗まれてしまった…**
**A）家財を保険の対象とする火災保険の補償内容に「盗難による損害」が含まれていれば補償されます！**
「盗難による損害」は旧来からある補償であり、ご存知の方も多いでしょう。とはいえ、意外と知られていないのが**現金も補償対象**になっていること。預貯金が主流の現在でも、いくらかの現金を自宅に置いている方はいます。その理由は様々でしょうが、泥棒にしてみれば恰好の獲物。具体的な補償額は損害保険ジャパン日本興亜で最高 20 万円ですが、その限度額は会社によって異なります。なお、保険金請求の際には警察への被害届が必須となります。いずれにしても現金でのへそくりはほどほどに、ということで。（笑）

損害保険ジャパン日本興亜の平成 27 年度保険金支払実績では、「不測かつ突発的な事故」が**事故件数で第 2 位にランキング**。旧来の火災保険にはなかった補償ですが、「入っててよかった！」と全国で多くの方が声を上げているようです。以上、本業の話をしてきましたが、当社の株は多少なりとも上がったのでしょうか？何だか心配になってきました…（笑）

早くも半袖で夏モード全開です！
㈱亀山保険事務所　亀山裕弘（ﾐﾁﾋﾛ）　1 級ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ･ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ技能士　0575-28-2768　info@kameyama-hoken.com